

名古屋市教育委員会定例会

平成 27 年 4 月 16 日
午後 2 時 00 分
教育委員会室

議事日程

- 日程 1 第 1 号議案 平成 28 年度使用教科用図書採択基本方針について
- 日程 2 第 2 号議案 名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について
- 日程 3 第 3 号議案 名古屋市社会教育委員の委嘱について
- 日程 4 第 4 号議案 名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

出席者

服 部 はつ代 委員長
梶 田 知 委 員
福 谷 朋 子 委 員
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員 27 名 ※傍聴者 0 名

(服部委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 2、第 2 号議案「名古屋市いじめ対策検討会議委員の委嘱について」から、日程第 4、第 4 号議案「名古屋市図書館協議会委員の委嘱について」までの 3 件については、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、議事日程第1、第1号議案「平成28年度使用教科用図書採択基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(三浦指導室長)

それでは、第1号議案、平成28年度使用教科用図書採択基本方針についてお願いいたします。

まず「1 平成28年度使用小学校・中学校及び特別支援学校用教科用図書採択方針について」でございます。本市の義務教育諸学校で使用する教科用図書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、毎年8月31日までに「種目ごとに一種の教科用図書」を、教育委員会で採択することとなっております。本年度は、平成28年度より使用する中学校の教科用図書の採択替えの年度となっております。したがって、平成28年度に使用する教科用図書につきましては、(1)小学校用教科用図書は、平成27年度と同一のものを採択する、(2)中学校用教科用図書は、種目ごとに1種のものを採択する、(3)特別支援学校用教科用図書は、特別支援学校知的障害者用教科用図書を採択する、(4)特別支援学級及び特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、児童生徒の特性に応じて採択する。ただし、小学校用及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合は、採択したもののなかから選ぶものとする。という方針を考えております。

続きまして、「2 平成28年度使用高等学校用教科用図書採択基本方針について」をお願いいたします。

義務教育で使用する教科用図書の採択とは異なり、高等学校の教科用図書の採択方法につきましては、法令上で具体的な定めはございません。高等学校におきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっております。したがって、それらの特性や実態に応じた適切な教科書を採択するために、議案(1)にお示しさせていただきました採択基本方針を考えております。

以上でございます。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

(福谷委員)

質問をよろしいでしょうか。採択基本方針1の(4)の特別支援学級・特別支援学校に関してなんですけれども、ただし書きの意味をもう少し噛み砕いて教えていただくと助かります。

(三浦指導室長)

(4)でございますが、簡単に言いますと、特別支援学級では、例えば、学年と同じ、国語であれば国語の教科書、あるいは、その実態に応じて他学年の教科書を使う場合もございますけれども、その小学校・中学校用の図書と同一種目のものを使用する場合には、小学校・中学校で採択した物の中から選ぶということでございます。つまり、特別支援学級だけ他のところの物ということではなく、名古屋市で採択した小学校・中学校用の物の中から選ぶという意味でございます。

(福谷委員)

そうしますと、その子の特性に応じて、学年とかそういうものは工夫するにしても、その種目の中で採択をするという趣旨でしょうか。

(三浦指導室長)

その通りでございます。

(福谷委員)

ありがとうございます。

(服部委員長)

他によろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、第1号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第2号議案から第4号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後2時12分終了